

# DESIGNPROTECT

## —— デザイン保護セミナー —— 「建築物と内装の意匠登録制度の活用について」 のご案内

●弁理士の方へ：この講座は、日本弁理士会の継続研修として申請中です。  
この講座を受講し、所定の申請をすると、外部機関研修として3単位が認められる予定です。

主催：一般社団法人 日本デザイン保護協会  
協賛：一般社団法人 日本食品・バイオ知的財産権センター（JAFBIC）  
一般社団法人 日本国際知的財産保護協会（AIPPI・JAPAN）

昨年度から施行された改正意匠法において新たに「建築物」と「内装」が意匠権の対象に加わり、既に建築物290件、内装145件が登録されています\*。しかし、どの様なものが登録対象となるか、またそもそも新たな分野の意匠権の発生にどう対応すべきか等、戸惑われる方も多いかと思えます。

本セミナーでは新しい「建築物」と「内装」の意匠としての登録事例と審査基準等について、特許庁の建築・内装分野担当の井上和之主任上席審査官にご解説いただくとともに、建築物の意匠登録に携わられた実績のある協和特許法律事務所の副田圭介弁理士に出願の進め方や留意点等をご説明いただきます。

ご多忙とは存じますが、ご参加いただきますようご案内申し上げます。

\*2021年12月1日現在

### 記

●日 時：令和4年2月18日（金）13:30～16:40

●Zoom meeting によるWeb開催

●講師：

特許庁 審査第一部 環境・基盤意匠 主任上席審査官

井上 和之氏

協和特許法律事務所 弁理士

副田 圭介氏

●参加費：（テキスト代含む、消費税込み）／1名

正会員 3,300円

賛助会員・賛助（個人）会員・協賛団体会員 3,850円

一般 4,950円

### Zoom Meeting による講演

本セミナーの参加には受講者の責任において、参加に必要なコンピュータ、利用環境、通信機器、通信回線、その他設備を保持し、設定、管理するものと致します。

複数人での聴講、録音・録画等は禁止させていただきます。

### お申し込み方法

添付の申し込み用紙に、所属、氏名、メールアドレス等所定の事項を記載の上、下記セミナー事務局までメール又はFAXにてお送り下さい。

### お問合せ先

（一社）日本デザイン保護協会 セミナー事務局 由良 信介

E-mail: yura@jdpa.or.jp 電話 03-3591-3031 FAX 03-3591-0738

# Program

13:00 開場

13:30 「建築物と内装に係る意匠登録制度の概要」

特許庁 審査第一部 環境・基盤意匠

主任上席審査官 井上 和之氏

令和元年の意匠法改正によって、新たに建築物や内装の意匠が保護対象として追加されました。そこで、これらに係る改正意匠法が施行されて以降、現在に至るまでの意匠登録出願の状況と意匠登録事例を紹介しつつ、あらためて、改正法の内容と審査基準について解説を行い、また、出願に際しての願書及び図面の記載の留意点についても説明します。

(質疑)

15:00 休憩

15:10 「建築物と内装の意匠出願の実務について」

協和特許法律事務所

弁理士 副田 圭介氏

建築物と内装の意匠を出願する際の具体的な進め方について解説いたします。

建築物や内装の意匠は、権利客体となる創作の範囲が捉え難い点、多数の関係者が想定される点で特徴的です。そのため、創作、実施もしくは建築、使用といった各段階における調整事項が多岐にわたると考えられます。

本講では、建築物・内装の意匠出願をする人やサポートする方が、慌てることなく、社内や特許事務所とスムーズに調整できるように、出願準備段階における留意事項・創作者との調整事項等のチェックポイントについて、「病院」の意匠登録事例を交えながら、説明致します。

(質疑)

16:40 閉講

## Profile



井上 和之氏 Kazuyuki Inoue

2000年4月特許庁入庁。審査官に昇任後、意匠課意匠審査機械化企画調整室、意匠課意匠審査基準室、総務課情報技術統括室、意匠課意匠制度企画室を併任。意匠制度企画室では令和元年の意匠法改正を担当。審判部第34部門の審判官を経て、2021年7月より現職。



副田 圭介氏 Keisuke Soeda

2006年早稲田大学第二文学部表現芸術学科卒業後、翌年、協和特許法律事務所に入所。2013年弁理士登録後、同事務所意匠部において意匠関連業務に従事している。2019年からJAFBIC意匠委員会副委員長、2021年よりAIPPI Trademark Committee本部委員を務めている。主な講演活動として、WIPO日本事務局主催のWIPO国際出願制度セミナー「将来に備えるためのハーグ制度の活用法」(2019年)。

デザイン保護セミナー  
「建築物と内装の意匠登録制度の活用について」

<b>お申し込み用紙</b>	E-mail yura@jdpa.or.jp FAX 03-3591-0738	お申し込み日 月 日
貴社（団体）名		
所属		
ご住所		
フリガナ		
ご氏名		
Email		
TEL		
FAX		
弁理士登録番号(弁理士の方)		
<p>協賛団体会員の方は、口にチェックを願います。</p> <p><input type="checkbox"/> 一般社団法人 日本食品・バイオ知的財産権センター（JAFBIC）</p> <p><input type="checkbox"/> 一般社団法人 日本国際知的財産保護協会（AIPPI・JAPAN）</p> <p>ご記入の無い場合は一般の料金とさせていただきます。</p>		

● **テキストについて**

Eメールにて2/10以降に送らせていただきます。

● **Zoom 接続先**

Eメールにて2/10以降に送らせていただきます。

● **キャンセルについて**

お申し込み後のキャンセルはご遠慮下さい。万一取り消される場合は2/10までにEメール又は電話にてセミナー事務局までご連絡願います。その後の取り消しは、テキストの発送をもってご出席に代えさせていただきます、受講料を申し受けさせていただきますので、ご了承願います。

● **参加費のお支払い方法**

セミナー終了後にPDFにて請求書をお送りしますので、請求書に記載の口座にお振込み下さい。請求書の郵送を希望される方はその旨ご連絡下さい。